

## 規制の事前評価書

評価実施日：平成27年9月1日

政策	建設業法施行令の一部を改正する政令案		
担当課	土地・建設産業局建設業課	担当課長名	北村 知久
規制の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容</p> <p>【法令案等の名称】 建設業法施行令の一部を改正する政令案</p> <p>【関連条項とその内容】</p> <p>(ア) 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額の下限の引上げ（建設業法施行令第2条、第7条の4関係）</p> <p>(イ) 専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負代金額の下限の引上げ（第27条関係）</p> <p>(ウ) 技術検定の受検資格の見直し（第27条の5関係）</p> <p>② 規制の目的</p> <p>建設業については、長年にわたる建設投資の減少や競争の激化により経営を取り巻く環境が悪化し、中長期的には、若年入職者の減少等による建設工事の担い手の不足が懸念されている。このような状況を踏まえ、将来にわたって建設工事の適正な施工が確保されるよう、建設業法上の技術者配置に係る金額要件の見直しにより技術者の効率的な配置を図るとともに、技術検定試験の受検資格の見直しにより若手技術者の入職促進及び早期育成を図る必要がある。</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標</p> <p>a 関連する政策目標</p> <p>9 市場整備の環境、産業の生産性向上、消費者利益の保護</p> <p>b 関連する施策目標</p> <p>30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する</p> <p>32 建設市場の整備を推進する</p> <p>c 関連する業績指標</p> <p>148 建設技能労働者の過不足状況（①不足率、②技能工のD.I.）</p> <p>d 業績指標の目標値及び目標年度</p> <p>148 ①絶対値1.2%以下（平成28年）、②絶対値30ポイント以下（平成28年）</p> <p>e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標</p> <p>—</p> <p>④ 規制の内容</p> <p>【規制の緩和】</p> <p>(ア) 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額の下限の引上げ</p> <p>特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額の下限の引上げを行う。あわせて、民間工事において施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の請負代金額の下限についても同様の引上げを行う。</p> <p>【規制の緩和】</p> <p>(イ) 専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負代金額の下限の引上げ</p>		

	<p>工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金額の下限の引上げを行う。</p> <p>【規制の緩和】</p> <p>(ウ) 技術検定の受検資格の見直し</p> <p>全ての種目の2級技術検定において、当該試験が行われる日が属する年度の末日時点で17歳以上の者（高校2年生相当）について学科試験のみの受検を可能とする。</p> <p>⑤ 規制の必要性</p> <p>(ア) 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額の下限の引上げ</p> <p>特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の金額の下限は平成6年に現行の金額とされて以降引き上げられておらず、物価上昇や消費税増税が反映されていない。</p> <p>これは実質的な規制強化となっているが、近年の監理技術者の減少を踏まえると、配置可能な技術者が不足することにより、建設工事の適正かつ円滑な施工に懸念が生じるおそれがある。</p> <p>このため、物価上昇や消費税増税を踏まえ、当該金額を引き上げる必要がある。</p> <p>また、当該金額と整合的に定められている民間工事における施工体制台帳の作成義務が生じる下請契約の金額の下限についても同様に引き上げる必要がある。</p> <p>(イ) 専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負代金額の下限の引上げ</p> <p>専任の主任技術者・監理技術者の配置が必要な建設工事の請負代金額の下限は平成6年に現行の金額とされて以降引き上げられておらず、物価上昇や消費税増税が反映されていない。</p> <p>これは実質的な規制強化となっているが、近年の主任技術者・監理技術者の減少を踏まえると、配置可能な技術者が不足することにより、建設工事の適正かつ円滑な施工に懸念が生じるおそれがある。</p> <p>このため、物価上昇や消費税増税を踏まえ、当該金額を引き上げる必要がある。</p> <p>(ウ) 技術検定の受検資格の見直し</p> <p>建設業においては、若年入職者の減少等により中長期的には建設工事の担い手が不足することが懸念されている。</p> <p>これは、若年入職者数の減少やこれに伴う若年技術者の減少が一層深刻化しており、また、若年世代での離職が高い割合を占めていることが要因として挙げられる。</p> <p>このため、建設業界への入職を促進するとともに、若者の離職を抑制するため、技術検定の早期受検を可能とすることで、早い段階から職業選択の対象として建設業を認識させるとともに、早期の学科試験への合格を可能とすることで建設業における勤務継続意欲の向上につなげる措置を講ずる必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、2級の技術検定の全ての種目の学科試験について、当該試験が行われる日が属する年度の末日時点で17歳以上の者に対して受検資格を付与することとする。</p>
<p>想定される代替案</p>	<p>(ウ) 技術検定の受検資格の見直しについて、年齢制限を撤廃することとする。</p> <p>※(ア)(イ)については、物価上昇や消費税増税の影響を金額に反映させるものであり、他の指標を使用するなどの代替案を設定することは困難である。</p>

<p>規制の費用</p>	<p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 (ア)～(ウ) 特になし。</p> <p>b 行政費用 (ア)・(イ) 特になし。 (ウ) 技術検定の受検対象者を17歳以上の者まで広げることにより、受検者の増加に伴う実施費用が発生する。</p> <p>c その他の社会的費用 (ア)～(ウ) 特になし。</p> <p>② 代替案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 特になし。</p> <p>b 行政費用 技術検定の受検対象者を撤廃することにより、受検者の増加に伴う実施費用が発生する。</p> <p>c その他の社会的費用 特になし。</p>
<p>規制の便益</p>	<p>① 当該規制案における便益の要素</p> <p>請負金額の下限の引上げにより、技術者の配置について実質的な緩和がなされ、建設工事の適正かつ円滑な施工が促進される。また、技術検定の受検対象者を当該試験が行われる日が属する年度の末日時点で17歳以上の者まで広げることにより、職業選択の対象としての建設業の早期認識および建設業界への入職が促進されるとともに、建設業における勤務継続意欲が向上し若者の離職が抑制されることとなる。</p> <p>② 代替案における便益の要素</p> <p>受検資格における年齢制限を撤廃することによっても、職業選択の対象としての建設業の早期認識や建設業における勤務継続意欲の向上を達成することが可能である。しかしながら、中学校在学中又は卒業直後の受検を認めることは、義務教育課程に影響を及ぼす可能性がある。また、労働基準法上、満15歳に達する年度の終わり(中学3年生相当)までの労働が禁止されているほか、足場の組立てや高所での作業等建設業に含まれる業務の一部については満18歳未満の就業が禁止されていることから、現場での就労に直結する当該資格の受検時期の過度な前倒しについては慎重に対応する必要がある。</p>
<p>規制の効率性 (費用と便益の関係の分析)</p>	<p>当該規制により、建設工事の適正かつ円滑な施工が促進され、また職業選択の対象としての建設業の早期認識や建設業における勤務継続意欲の向上が達成される。その実施に当たっては一定程度の行政費用が発生することが見込まれるものの、技術検定の受検対象者が一部拡大されることに伴う費用の増加であり、実施のために過度な負担とは言えない。したがって、当該規制の便益は規制の費用を上回っているといえる。</p> <p>他方、代替案については、当該規制案と同様に目標を達成することが可能であるが、義務教育課程や昨今の労働に係る若年層への影響に加え、年齢制限の撤廃に伴う受検実施費用が追加的に発生することにかんがみ、これを採用することはできない。</p>
<p>有識者の見解、 その他関連事項</p>	<p>平成26年9月に設置した有識者から成る「適正な施工確保のための技術者制度検討会」では、技術者不足の懸念などを踏まえた金額要件の緩和や、技術検定制度の受験の門戸を広げることが議論されているところ。</p> <p>また、平成27年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」では、「建</p>

	設業法における監理技術者等の専任に係る請負金額要件について、経済・社会情勢の変化等を踏まえた見直しについて検討し、結論を得る」こととされている。
事後評価又は事後検証の実施方法及び時期	平成32年度末までにRIA事後検証シートにより事後検証を実施。
その他 (規制の有効性等)	今回の改正は、建設業における担い手不足に対応し技術者の効率的な配置や若手技術者の入職促進・早期育成を図るものであり、本規制案は有効である。